

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>様式第52号ア（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 手数料として、この請求書の下欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。</p> <p>ただし、証明を受けようとする税目及び年度の異なるごとに（未納額だけの証明を受けようとする場合を除く。）、400円として計算します。</p> <p>2 この請求書に<u>はった</u>収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p> <p>3 [略]</p> <p>収入証紙はり付け欄</p>	<p>様式第52号ア（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 手数料として、<u>収入証紙貼付欄</u>に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙を<u>貼</u>ってください。</p> <p>ただし、証明を受けようとする税目及び年度の異なるごとに（未納額だけの証明を受けようとする場合を除く。）、400円として計算します。</p> <p>2 この請求書に<u>貼った</u>収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p> <p>3 [略]</p> <p>収入証紙貼付欄</p>
	<p>[略]</p> <p>様式第52号ウ（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>電話番号 ( )</p> <p>[略]</p> <p>収入証紙はり付け欄</p> <p>備考1 手数料として、この請求書の<u>左欄</u>に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。</p> <p>2 この請求書に<u>はった</u>収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p>	<p>[略]</p> <p>様式第52号ウ（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日</p> <p>広域振興局長 様</p> <p>住 所 <u>(所在地)</u></p> <p>氏 名 <u>(名称)</u> ㊞</p> <p>電話番号 ( )</p> <p>[略]</p> <p>収入証紙貼付欄</p> <p>備考1 手数料として、<u>収入証紙貼付欄</u>に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙を<u>貼</u>ってください。</p> <p>2 この請求書に<u>貼った</u>収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p>

3 [略]

[略]

様式第52号オ (第25条関係)

[略]
年 月 日
広域振興局長 様
住 所
氏 名 (印)
電話番号 ( )

[略]

収入証紙はり付け欄	備考1 手数料として、この請求書の左欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。 2 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。 3 [略]
-----------	---

[略]

様式第52号キ (第25条関係)

[略]
年 月 日
広域振興局長 様
住 所
氏 名 (印)
電話番号 ( )

[略]

収入証紙はり付け欄	備考1 手数料として、この請求書の左欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。 2 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。 3 [略]
-----------	---

[略]

2 様式第52号キ (第25条関係)

[略]
-----

3 [略]

[略]

様式第52号オ (第25条関係)

[略]
年 月 日
広域振興局長 様
住 所 (所在地)
氏 名 (名称) (印)
電話番号 ( )

[略]

収入証紙貼付欄	備考1 手数料として、収入証紙貼付欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙を貼ってください。 2 この請求書に貼った収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。 3 [略]
---------	--

[略]

様式第52号キ (第25条関係)

[略]
年 月 日
広域振興局長 様
住 所 (所在地)
氏 名 (名称) (印)
電話番号 ( )

[略]

収入証紙貼付欄	備考1 手数料として、収入証紙貼付欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙を貼ってください。 2 この請求書に貼った収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。 3 [略]
---------	--

[略]

様式第52号キ (第25条関係)

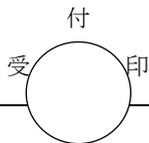
[略]
-----

<p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき <u>金額</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号ク（第25条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき <u>金額</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">地方税法第53条第12項第 号後段に規定する控除対 <u>象還付法人税額</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第52号ク（第25条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">地方税法第53条第12項第 号後段に規定する控除対 <u>象還付法人税額</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>[略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第25条関係）



相続人代表者の指定（変更）届出書				
<p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p>			<p>年 月 日</p>	
<p style="text-align: right;">氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">相続人 氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">氏名（名称） <span style="float: right;">㊟</span></p>				
<p>地方税法第9条の2第1項（地方税法施行令第2条第6項）の規定に基づき、被相続人の県税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定（変更）しましたので届け出ます。</p>				
被相続人	氏名		死亡年月日	年 月 日
人	死亡時の住所（居所）			
相続人代表者	氏名（名称）	住所（居所）又は所在地	被相続人との続柄	相続分
相続人代表者	（電話 （ ） ）			
相続人代表者				
以外の相続人				
相続人				



第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式は、附則第1項ただし書に規定する日以後に開始する事業年度に係る申請について適用し、同日前に開始する事業年度に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則（表2の項の改正部分を除く。）による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。